

2026年度 関東地区調整機構主催 第2回  
認定実務実習指導薬剤師 更新 講習会開催要綱

1. 主催：一般社団法人栃木県薬剤師会、一般社団法人栃木県病院薬剤師会、  
一般社団法人薬学教育協議会 病院・薬局実務実習関東地区調整機構
2. 日時：令和8年6月7日(日) 10:00～12:15 (受付9:30～)
3. 場所：獨協医科大学創立30周年記念館関湊記念ホール  
栃木県下都賀郡壬生町北小林880 TEL：0282-86-1111  
[案内図]  
<https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/overview/access.html>  
※駐車場は、外来駐車場をご利用ください。
4. 講座内容：講座④-1「臨床における実務実習に関するガイドライン 作成の経緯  
と今後の実務実習への期待」  
講座④-2「臨床における実務実習に関するガイドラインの改訂と今後  
の実務実習への期待」  
講座④-3「薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版」  
と「臨床における実務実習に関するガイドライン」について  
講座④-4「平成25年度改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに  
基づく実務実習とガイドライン～令和4年度改訂への橋渡  
し～」  
講座④-5「概略評価（評価ルーブリック）～平成25年度版から令和  
4年度改訂への橋渡し～」  
講座④-6「トラブルの防止と適切な対応について～ハラスメントを防ぐ  
ために～」
5. 受講資格：認定実務実習指導薬剤師の認定日から5年以上を経過した方(認定期限  
の1年前から受講できることとなります)。また、別紙更新の条件を満  
たすことができる方。  
上記を満たさない場合、更新講習を受講しても申請をすることはでき  
ません。
6. 受講料：3,000円 (資料代込)  
栃木県薬剤師会会員及び栃木県病院薬剤師会会員は、本会より1,500円補助い  
たしますので、1,500円をご用意ください。  
当日受付でお支払いください。
7. 受講証：講習終了後に交付します。  
※遅刻・早退の場合、受講証の交付はできません。

8. 日 程 <予定>

9:30～	受付
10:00～10:10	講座④-1 臨床における実務実習に関するガイドライン 作成の経緯と今後の実務実習への期待
10:10～10:15	講座④-2 臨床における実務実習に関するガイドラインの改訂と今後の実務実習への期待
10:15～10:40	講座④-3 「薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版」と「臨床における実務実習に関するガイドライン」について
10:40～11:20	講座④-4 平成25年度改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく実務実習とガイドライン～令和4年度改訂への橋渡し～
11:20～11:50	講座④-5 概略評価（評価ルーブリック）～平成25年度版から令和4年度改訂への橋渡し～
11:50～12:15	講座④-6 トラブルの防止と適切な対応について～ハラスメントを防ぐために～

9. 申込方法：以下のURLまたはQRコードから5月8日（金）までにお申し込みください。

<https://forms.gle/3FrDjBxQ4rq3EkpeA>



10. その他：申込者多数の場合は、受講者を選定させていただくことがあります。（選定の際は、更新を見送った場合すでに決まっている来年度の実習生受入れを辞退しなければならないなど、緊急性の高い方を優先とする予定です。）

【問合せ先】（一社）栃木県薬剤師会  
 TEL：028-658-9877  
 FAX：028-658-9847  
 E-mail：totiyaku@fine.ocn.ne.jp

## 【 更新の条件 】

更新申請に際して満たすべき条件

- ①認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）が1例以上あること。  
ただし、指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を具体的に申告すること。それに基づき認定委員会が個別に審査する。
  
- ②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。なお、薬剤師実務は勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。
  - ア 現に薬剤師実務に従事していること。
  - イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。
  - ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。
  
- ③更新講習を受講していること。  
更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、次のとおりとする。  
講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン（内容は講座②と同じ。）  
更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。  
更新講習の受講証（研修修了日が平成30年（2018年）4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、受講日から3年間とする。有効期間を過ぎた受講証は無効である。

### （更新に係る特例等）

認定期間終了時に勤務要件および研修要件において更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。  
ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の新規更新がなされたとした場合の起算日とする。この場合、その更新申請は、更新の条件すべてを満たしてから3か月以内に行わなければならない。